



注1 破線は実務上、少数にとどまるもの。太い破線は警察の権限が法律上明記されていないもの。
 2 各段階の数値は、平成14年の「少年の補導及び保護の概況」(警察庁)、「検察統計年報」・「保護統計年報」・「矯正統計年報」(法務省)、「司法統計年報 少年編」(最高裁判所)、平成14年度の「福祉行政報告例」(厚生労働省)及び「少年補導センターの在り方について」(内閣府)による。
 3 刑務所、少年院等の施設及び保護観察の下の()数は、年末現在の収容人員及び保護観察中の人員をいう。(ただし、児童自立支援施設等については年度末現在)
 4 数値については、道路上における交通事故に係る業務上過失致死傷、危険運転致死傷及び交通法令違反を除く。

立ち直り支援?